○東北地方整備局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
平川市碇ヶ関阿原七七番一から同市碇ヶ関古懸向安田二四番一まで	前	一八・三〇～四五・九〇メートル	〇・六五〇キロメートル
	後	一八・三〇～四七・一〇メートル	〇・六五〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島県河沼郡湯川村大字佐野目字佐野北七四番三から同村大字佐野目字佐野北九二番まで	前	一九・三〇～一六五・七七メートル	〇・二八四キロメートル
	後	一七・八一～一四九・〇九メートル	〇・二八四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　岩手県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年東北地方整備局告示第九十六号盛岡広域都市計画道路事業三・三・十八号上堂鵜飼線

三　事業施行期間　自平成二十三年四月二十八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　岩手県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年東北地方整備局告示第三十二号一関都市計画道路事業三・五・十六号山目駅前釣山線

三　事業施行期間　自平成二十一年三月二十三日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
松阪市小津町字八準歸五二一番二から同市八太町字クリ穴五八三番一まで	前	B A 一二・二〇～一六・〇〇メートル	二九・〇〇～一八四・〇〇メートル	一・九五〇キロメートル
	後	B A 一二・二〇～一六・〇〇メートル	二九・〇〇～一八四・〇〇メートル	一・九五〇キロメートル

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
中津川市山口二〇五番一〇から同市山口二〇五番一四九まで	前	一三・二三～二六・四〇メートル	〇・一二一キロメートル
	後	一四・二四～三〇・七二メートル	〇・一二一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中部地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三重県三重郡朝日町大字小向字白部子四一番一から四日市市采女町字清水二九九八番一八まで	前	B A 九・六〇～一二・〇〇メートル	一七・四三二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 九・六〇～一二・〇〇メートル	一七・四三二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所